

～「建設分野における新たな外国人材の受入れ」について～

新たな在留資格「特定技能」の創設等を内容とする、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が2019年4月1日から施行されました。これにより、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく制度が構築され、建設分野も本制度の対象となっています。

これについて、概要を以下のとおりお知らせします。なお、詳しくは国土交通省ウェブサイト等をご覧ください。

建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（概要）

（2018.12.25閣議決定）

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
 - 建設分野

- 2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項
 - 生産性向上や国内人材確保のための取組
 - 施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築等
 - 受入の必要性（人手不足の状況）：2023年度末時点で約21万人
 - 受入れ見込み数：2023年度末時点で約4万人

- 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - 特定技能1号
 - （技能水準） 「建設分野特定技能1号評価試験」（新設、2019年度中実施）、
「技能検定3級」
 - （日本語能力） 「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」
 - 特定技能2号
 - （技能水準） 「建設分野特定技能2号評価試験」（新設、2021年目途実施）、
「技能検定1級」
 - ※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件とする

- 4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は公布の再開の措置に関する事項

- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
 - 特定技能外国人が従事する業務
 - 型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋接手、内装仕上げ

- ▶ 特定技能所属機関（受入企業）等に対して特に課す条件（建設業者団体）
 - ・ 特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立
 - （注）2019年4月1日に「一般社団法人建設技能人材機構」が設立（受入企業）
 - ・ 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成
 - ・ 国交大臣の審査・認定・巡回訪問
 - ・ 受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ・ 特定技能外国人受入事業実施法人への所属
 - ・ 1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
- ▶ 特定技能外国人の雇用形態
 - ・ 直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

建設技能人材機構と関係機関との業務関連イメージ

